

9 試験結果の開示

この試験の結果については、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）により、口頭で開示を請求することができます。（下表参照）

開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証等）を持参の上、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く）に、下表の開示場所に直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、総合得点及び総合順位	合格発表の日から1か月間	宮城県人事委員会事務局 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁17階))
第2次試験	第2次試験受験者			

10 給 与

(1) 初任給は、採用前の職務経験に応じて決められます。その額は、地域手当（仙台市内勤務の場合）を含め、おおむね次のとおりです。（令和3年4月現在）

（36歳の場合の初任給例：全職種）

職歴等 学歴	無業（在家庭）又はアルバイト（週20時間未満）歴のみの場合	正規雇用を14年間継続（高等学校卒業の場合は18年間）
高等学校卒業	191,339円	241,186円
大学卒業	211,403円	252,890円

（45歳の場合の初任給例：全職種）

職歴等 学歴	無業（在家庭）又はアルバイト（週20時間未満）歴のみの場合	正規雇用を23年間継続（高等学校卒業の場合は27年間）
高等学校卒業	205,447円	267,938円
大学卒業	227,078円	273,163円

※ 上記に記載しているそれぞれの額は、条件を仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なります。

(2) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年間約4.45か月分）等がそれぞれの要件により支給されます。